

### 3) 論告・求刑・弁論

#### 1 論告・求刑・弁論

##### 論告

すべての審理が終わった後で，検察官が行う最終的な主張

##### 求刑

被告人に科すべき刑罰の種類・程度について検察官が意見を述べること。論告の最後に行われる。

##### 弁論

すべての審理が終わった後で，弁護人が行う最終的な主張

#### 使用例

証拠調べ終了後

裁判長 「それでは，検察官，論告をお願いします。」

論告において

検察官 「最後に，求刑ですが，以上の事情を考慮して刑法の条文を適用すると，被告人を懲役 15 年に処するのが相当と考えます。」

評議において

裁判長 「この点については，弁護人は，弁論では と主張していましたね。」

#### 裁判員のための解説

- 1 すべての審理が終わった後，検察官は，審理の結果を踏まえて，必ず最終的な意見を述べなければなりません（刑事訴訟法 293 条 1 項）。この検察官の最終の意見を「論告」と呼んでいます。検察官は，通常，審理において被告人が有罪であることを立証するために活動してきたわけですから，「論告」では，審理の中で現れた証拠からすれば，被告人が有罪であることは間違いなく，という主張をすることになります。  
刑事裁判では，被告人が有罪である場合には，その刑も決めなければなりません。そこで，検察官は，「論告」の最後に，被告人に科すべき刑の種類，重さについての意見を述べます。これを，「求刑」と呼んでいます。
- 2 被告人，弁護人も，すべての審理が終わった後に，審理の結果を踏まえて，最終的な意見を述べることができます（刑事訴訟法 293 条 2 項）。この意見のことを「弁論」または「最終弁論」と呼んでいます。被告人側が無罪を主張している場合は，この「弁論」の中で，審理の中で現れたすべての証拠を見ても，被告人が有罪であることは証明できていないということを主張することになります。また，被告人が有罪であるこ

とを認めている場合には、「弁論」においては、被告人の刑を決めるにあたって、被告人に有利な情状を主張することになります。また、弁護人が相当と考える刑について意見を述べることも考えられます。

## 法律家のための解説

- 1 実務上は、「論告」、「弁論」という言い方をしていますが、法律上の根拠は、刑事訴訟法 293 条にあります。具体的には、「証拠調べが終わった後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。」(293 条 1 項)、「被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。」(293 条 2 項)という規定の仕方になっています。そうすると、本来は、検察官、弁護人の「意見陳述」という言い方が正しいのかもしれませんが、しかし、「意見陳述」という言い方をすると「冒頭陳述」と混同するおそれがあります。したがって、やはり実務上使われている「論告」、「弁論」という言い方が分かりやすいと思われれます。  
そして、「論告」、「弁論」は、証拠ではなく、あくまでも一方当事者の主張にすぎませんから、その意味で、当事者による最終的な「主張」という言い方が適切でしょう。
- 2 また、法律の文言では、「論告」、「弁論」の時期について、「証拠調べが終わった後」という言い方をしています。「証拠調べ」という場合、一個一個の個別の証拠調べという意味と、個々の証拠調べのすべてを含めた立証活動全体という意味とがあります。市民の中では、このうちのの意味に重点を置いて「証拠調べ」を理解する人も多いと思われれます。言うまでもなく、ここでの「証拠調べが終わった後」とは、すべての立証活動が終わった後という意味ですから、誤解を生じないようにするために、「証拠調べの結果に基づいて」行う主張とするよりも、「すべての審理の結果に基づいて」行う主張とした方が分かりやすいと思われれます。
- 3 「求刑」という言葉については、市民もある程度のイメージを持っているはずですが。ここでは、「求刑」はあくまでも検察官の意見にすぎないことに注意を喚起する必要があります。
- 4 「求刑」は検察官だけがするものと考えがちですが、事案によっては、弁論の中で、弁護人が相当と考える刑がどのくらいであるかを述べた方がよい場合があるでしょう。
- 5 なお、「弁論」という言葉は、刑事訴訟法上、「弁論の分離」、「弁論の併合」、「弁論の再開」などいわゆる公判手続という意味でも用いられます。そこで、弁護人が行う最終の主張という意味での「弁論」を「最終弁論」と呼ぶこともひとつの方法です。